

令和3年度の海洋研究開発機構部会における 業務実績評価の進め方について（案）

1. 方針

国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）の第4期中長期目標期間（令和元年度から7年度）の業務実績評価は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（以下「目標策定指針」という。）（参考資料2-1）及び「独立行政法人の評価に関する指針」（参考資料2-2）等に従い、以下の方針で主務大臣評価を実施する。

①項目別評価の単位（別紙1参照）

◆主務大臣評価においては、中長期目標において設定した一定の事業等のまとまりの単位を踏まえ、

Ⅲ 1. 海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進

Ⅲ 2. 海洋科学技術における中核的機関の形成

Ⅳ 業務運営の改善及び効率化に関する事項

Ⅴ 財務内容の改善に関する事項

Ⅵ その他業務運営に関する重要事項

の5項目を評価の単位とする。（評価単位の大括り化）

◆併せて、評価結果を法人の各部門における業務運営の改善に適切に反映するために、必要に応じて上記5項目を更に細分化した単位の補助評定を付すこととする。（評価単位の柔軟化）

②年度評価の目的・役割に応じた主務大臣評価の実施

◆目標期間評価（見込評価及び期間実績評価）と異なり、年度評価では、目標の着実な達成を確保する上で支障となると考えられる課題等の的確な抽出が重要とされている。当該年度評価の目的・役割を踏まえ、年度評価においては、目標達成上重要な事項（目標達成上の支障となる業務運営上の課題や特筆すべき成果の抽出）に重点を置いて主務大臣評価を行うこととする。（年度評価のメリハリ付け）

2. 業務実績評価（年度評価）に当たっての基本的な考え方

主務大臣による法人評価は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成27年6月30日、文部科学大臣決定）に基づき、「研究開発成果の最大化」を第一目的とし、研究開発の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等）や科学技術イノベーション政策等を踏まえて適切に行うこととする。

具体的には、1.の方針に従うとともに、第3期目標期間実績評価における主務大臣の指摘や、国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）の指摘（「文部科学省国立研究開発法人審議会（第3期）における指摘事項について」（資料3））及び海洋研究開発機構部会（以下「部会」という。）での意見を踏まえ、以下のとおり実

施する。

(1) III 1. の基盤的研究開発の推進について

基本的には、機構における自己評価の段階から、目標策定時に示したフローチャート（別紙2参照）及び評価軸・関連指標（別紙3参照）等を活用し、実施した業務、得られた成果とその科学的・社会的意義、これら成果のアウトカム創出に向けた貢献等をフローチャート上に位置付けるなど、アウトカムとの関連での目標達成度や達成スピード等を明確にした評価を行うこととする。

このため、部会においては、機構から、研究の進捗状況、当該評価対象年度に得られた成果とその学術的意味付け及び社会等へのインパクト、目標に対する達成度、他機関との連携・協働による成果の場合には機構の寄与部分等を明示することを求める。

ただし、年度評価の目的・役割に鑑み、個別の研究テーマや業務すべての実績を詳細に評価するのではなく、

- ・ 目標達成に向けて特筆すべき成果が得られた場合
- ・ 計画（ロードマップ）を大きく加速する業績があった場合
- ・ 目標達成上の支障となる業務運営上の課題が生じた場合

など、目標達成上重要な事項に絞って業績（成果）や課題を把握・分析し、評価を行うこととする。

(2) III 2. の中核的機関の形成について

基本的には、目標策定時に示した評価軸・関連指標（別紙3参照）を活用し、実施した活動が目標達成に向けてどのような効果をもたらしたのかを明示して評価する。その際、機構から、他機関との比較や経年変化把握が可能なモニタリング指標等の提示を求め、できるだけ客観的な評価を行うよう努める。また、機構における自己評価においても、目標達成の観点から有意義なモニタリング指標を設定し、その取組と効果をできるだけ客観的に把握するよう努める。

ただし、年度評価の目的・役割に鑑み、業務実績のすべてを分析・評価するのではなく、特筆すべき取組・実績や看過しがたい業務運営上の課題などに焦点を絞ることとする。

(3) IV以降の経営管理に関わる評価項目について

研究開発成果最大化に向けた中長期目標達成のためには、適切なマネジメント体制の確立が不可欠であることから、法人評価においても、コンプライアンスの徹底や長期的な課題に着実に取り組める研究開発体制の構築が図られているのか、評価の視点・関連指標（別紙3参照）を活用して適宜レビュー・点検する。その際、機構から、経年変化把握が可能なモニタリング指標等の提示を求め、できるだけ客観的な評価を行うよう努める。

特に、第3期目標期間に判明した組織マネジメント上の諸問題については、当期

においても、機構による再発防止に向けた抜本的な改革や改善措置への取組状況はもとより、これら再発防止措置の効果や副作用の点検及びこれを踏まえた更なる業務改善への取組状況についても確認する。また、第3期目標期間に未達成であった一般管理費の削減目標をはじめ、経費の削減・抑制が適切に行われているのかも確認する。

ただし、年度評価の目的・役割に鑑み、研究開発成果の最大化に向けたマネジメント上の特筆すべき取組や看過しがたい業務運営上の課題などに焦点を絞った評価とする。

なお、会計検査院の「令和元年度決算検査報告」（令和2年11月10日）において機構に対する不当事項として指摘された事案についても、今年度の業務実績評価の対象に含めることとする。

(4) その他

- i 部会において助言、審議を行う場合に、機構の自己評価における個別評定及び総合評定に関して、これを変更する場合は、その理由等をわかりやすく示すこととする。
- ii 新型コロナウイルス感染症に関連して、未だその影響が継続している状況を踏まえ、部会において助言、審議を行うに当たっては、当該感染症が機構の業務に与えた影響とそれにどのように対処したか等を十分考慮することとする。

3. 業務実績評価の進め方

(1) 部会における業務実績評価の進め方について

主務大臣は、法人評価を行うに当たって、あらかじめ審議会及び部会の意見を聴取することとされている（独立行政法人通則法第35条の6第6項）。

このため、本年度においても、各委員から意見・助言を得ることを主たる目的として部会を開催し、主務大臣は当該意見等を踏まえて評定を付すこととする。

i 機構からのヒアリング

部会においては、機構から提出された自己評価書等に基づきヒアリングを実施し、各委員は、ヒアリング後、自身の専門分野の観点も踏まえつつ、

- ①機構が付した自己評定（補助評定を含む。）や評価内容の妥当性
- ②特に評価すべき成果（顕著又は特に顕著なもの）や中長期計画及び年度計画を超える進捗（評価すべき理由も含む。）
- ③自己評価とは異なり顕著な成果とは認められない実績（その理由も含む。）
- ④機構における今後の業務運営の改善等に向けた課題

などについて、別途提示する意見記入シートに意見及び理由を記入し事務局へ提

出する。

ii 大臣評価書案への意見の取りまとめ

事務局は、委員から提出された意見等を集約し、大臣評価書案への部会の意見として取りまとめる。

なお、法人評価は、それ自体を目的とするものではなく、PDC Aサイクルを確立し、研究開発成果の最大化に向けた効果的・効率的な業務運営の実施及び改善に繋げるための一手段として実施されるものである。

このため、主務大臣による評価結果や審議会等における指摘事項が、翌年度以降の業務運営等にどのように反映されているのかについても、必要に応じて、部会において適宜確認することとし、評価結果の活用促進を図る。

(2) 令和3年の業務実績評価に係る日程

機構からの自己評価書（年度評価）の提出（6月末）

第23回部会

日程：6月30日（水）

場所：Web会議

- ・部会長の選任及び部会長代理の指名
- ・評価の進め方に関する検討
- ・機構からのヒアリング①（機構からプレゼン）
- ・意見交換（委員のみ）

第24回部会

日程：7月6日（火）

場所：Web会議

- ・機構からのヒアリング②（機構からプレゼン）
- ・大臣評価書作成に向けての意見交換（委員のみ）

→ 事務局が評価書を作成するに当たって確認すべき事項、重要な観点等について共有

(※) 委員はヒアリング後、概ね1週間以内に意見記入シート等の様式に意見等を記入し、部会事務局に送付

第25回部会

日程：7月28日（水）

場所：Web会議

- ・大臣評価書案（年度評価）への意見のとりまとめ

→ 大臣評価書案へ意見を反映し審議会へ提出

第21回審議会

日程：8月上旬予定

- ・大臣評価書案（年度評価）への意見のとりまとめ

大臣評価書（年度評価）の決定・法人への通達（8月下旬予定）

項目別評価の単位について

- ・第4期中長期目標期間においては、以下の5項目（網掛け部分）で評価する。
- ・ただし、一部の項目については、小項目のレベルでの補助評定を付すこととする。

中長期目標（計画）における項目	自己評価	大臣評価	一定の事業等のまとめ※ ¹
Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上～			
1. 海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進		*重 ^{※2}	○
(1) 地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発		(*)重	
(2) 海洋資源の持続的有効利用に資する研究開発		(*)重	
(3) 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発		(*)重	
(4) 数理科学的手法による海洋地球情報の高度化及び最適化に係る研究開発		(*)重	
(5) 挑戦的・独創的な研究開発と先端的基盤技術の開発		(*)重	
①挑戦的・独創的な研究開発の推進			
②海洋調査プラットフォームに係る先端的基盤技術開発と運用		(*)重	
2. 海洋科学技術における中核的機関の形成		*	○
(1) 関係機関との連携強化による研究開発成果の社会還元等の推進等		(*)	
(2) 大型研究開発基盤の供用及びデータ等提供の促進		(*)	
Ⅳ. 業務運営の改善及び効率化に関する事項		*重	
1. 適正かつ効率的なマネジメント体制の確立		(*)重	
2. 業務の合理化・効率化		(*)	
Ⅴ. 財務内容の改善に関する事項		*	
Ⅵ. その他業務運営に関する重要事項		*	

※1 目標策定指針において、当該法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底しうる単位として定義されているもの。

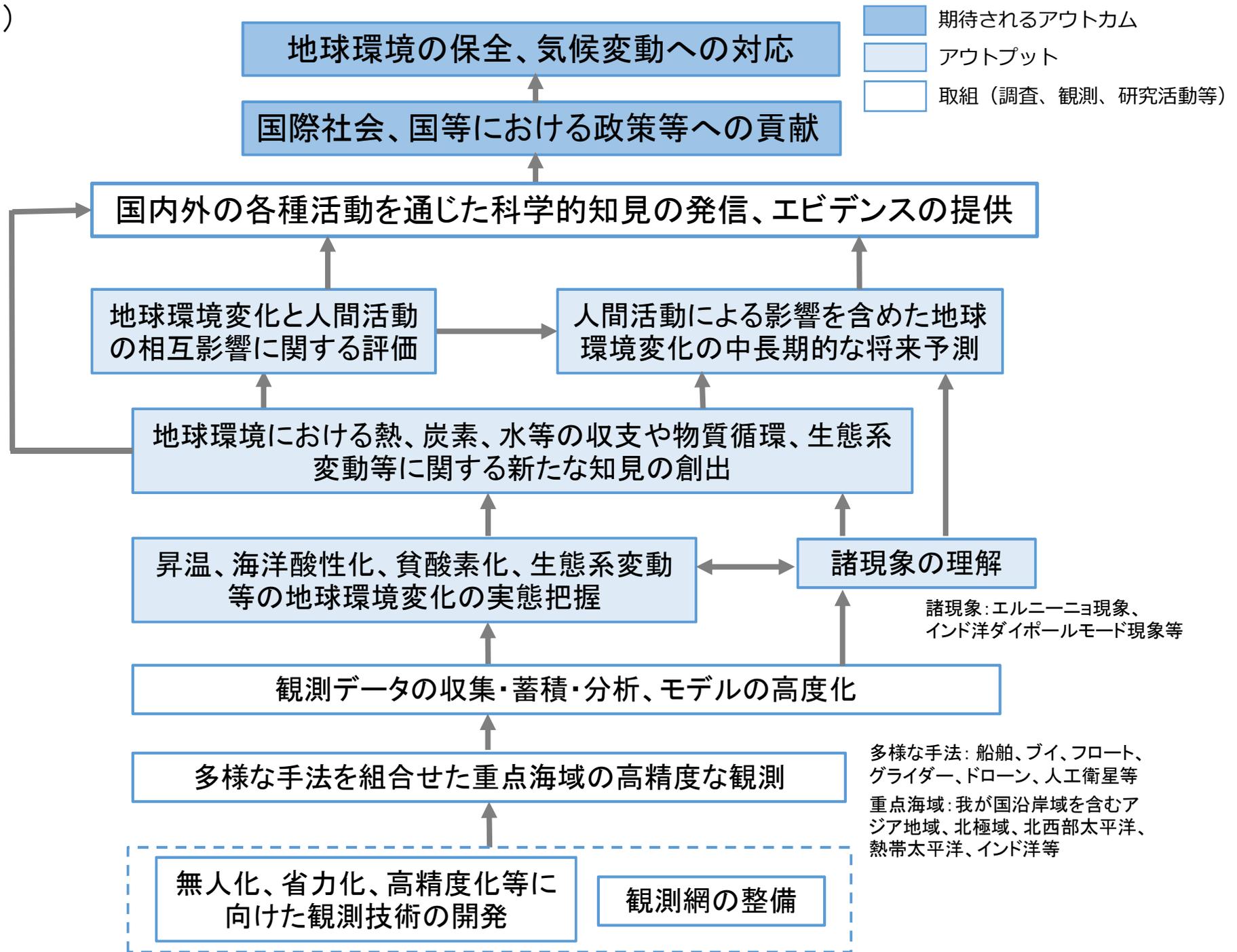
※2 重点化の対象とした項目には、各標語の横に「重」を付している。

国立研究開発法人の第一目的が「研究開発成果の最大化」であることを踏まえ、研究開発の推進に係る項目（Ⅲ1.）を重点化の対象とするとともに、組織マネジメント体制の確立に係る項目（Ⅳ1.）は、研究開発成果の最大化に向けた中長期目標達成にとって重要であり、かつ、第3期目標期間に判明した諸課題への対応状況について引き続き点検していく必要があるため、重点化の対象とする。

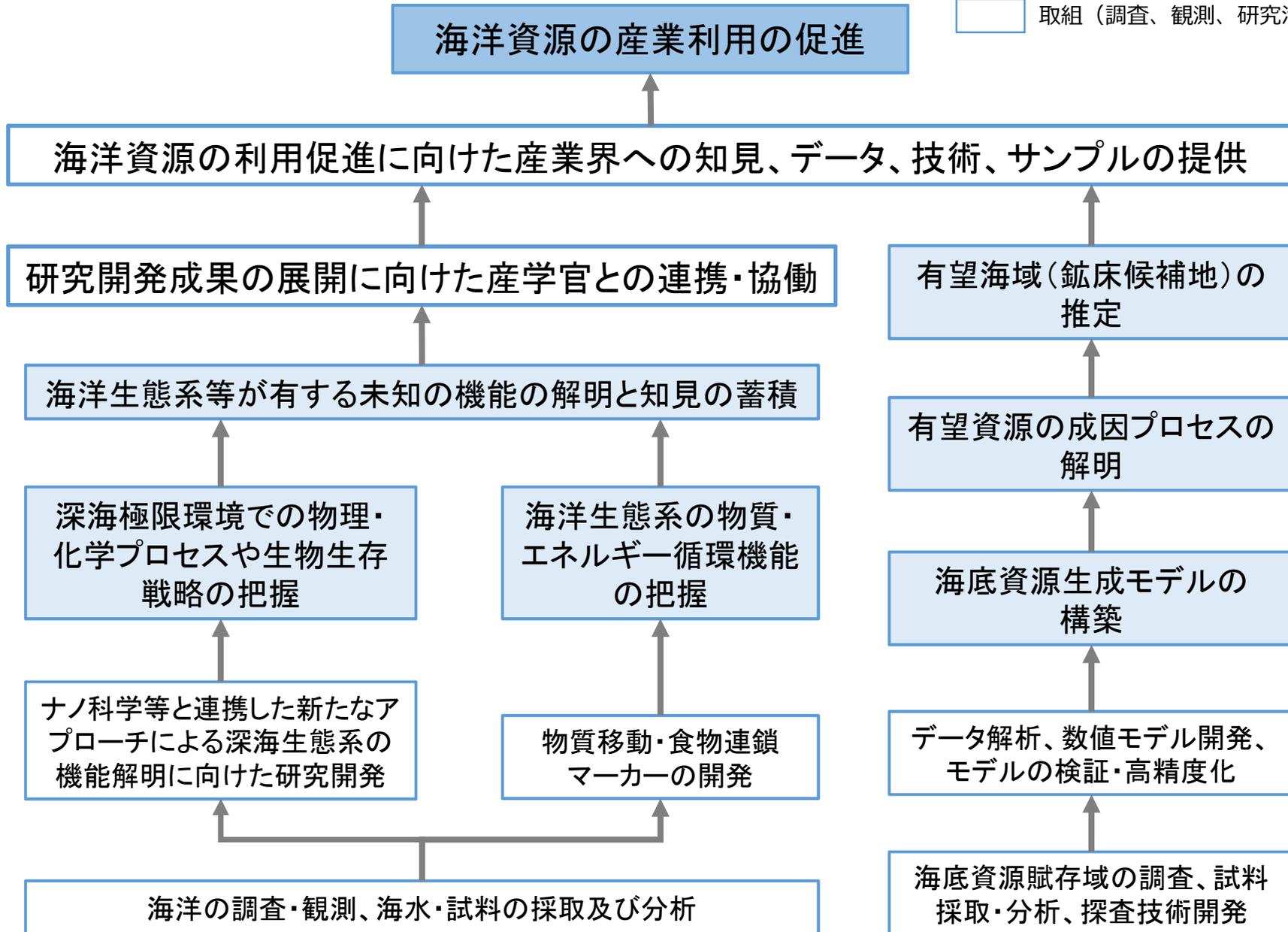
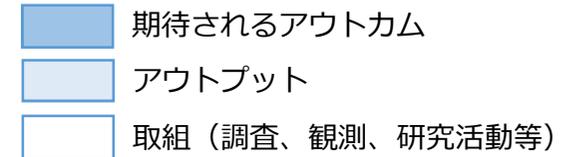
(別紙2)

第4期中長期目標達成に向けた フローチャート

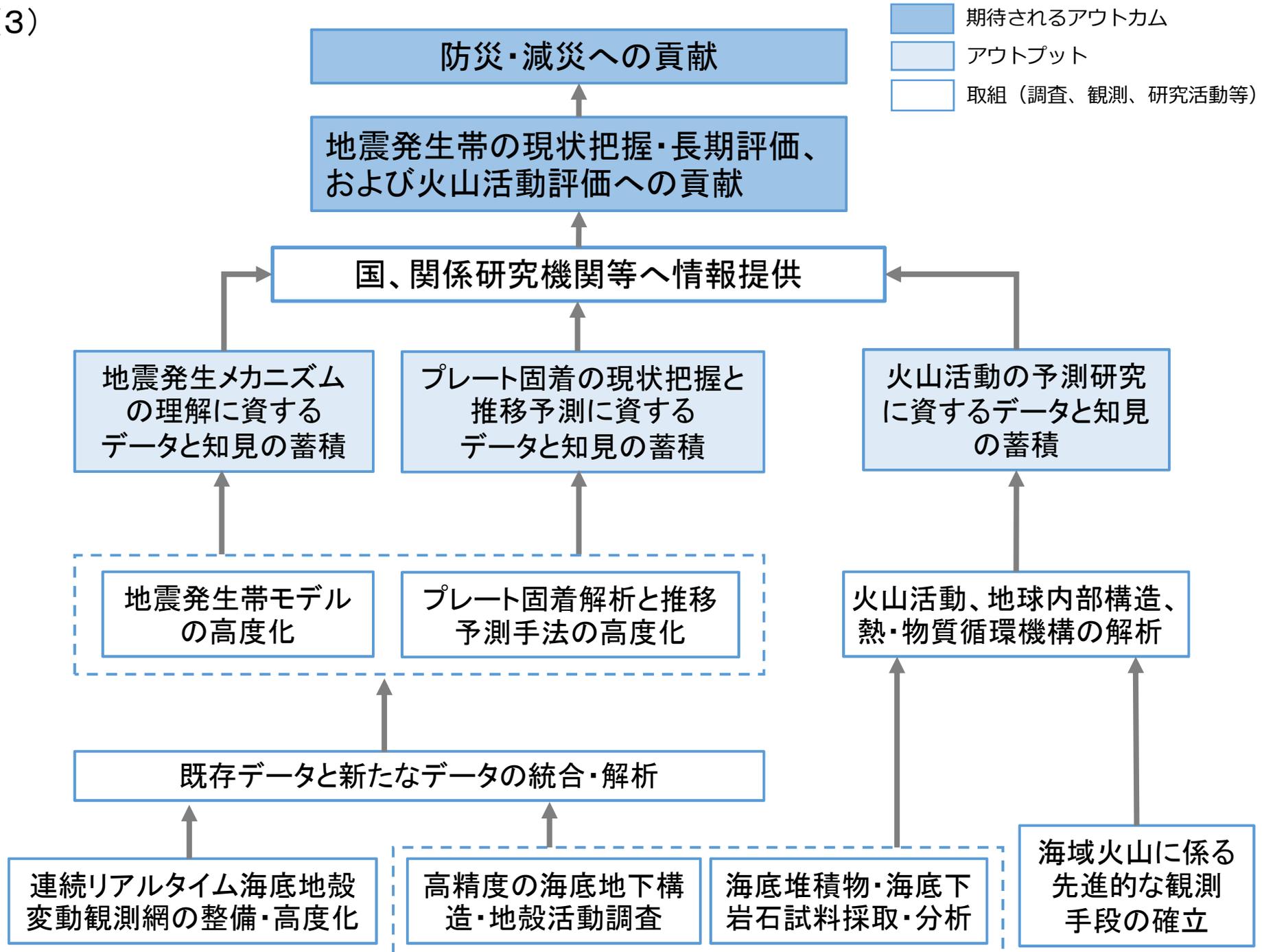
(1)



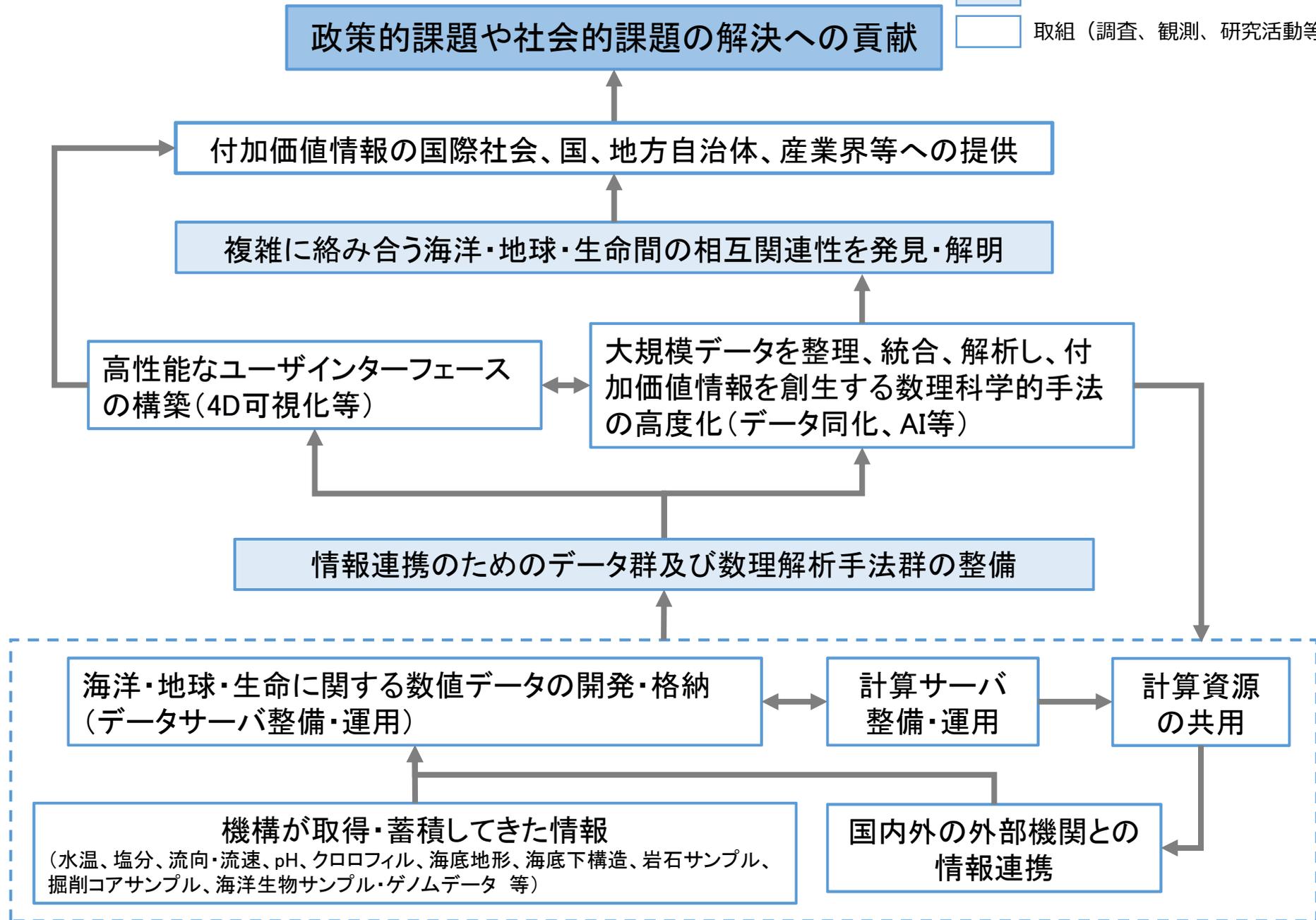
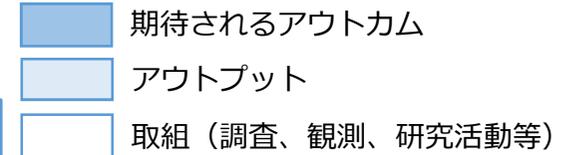
(2)



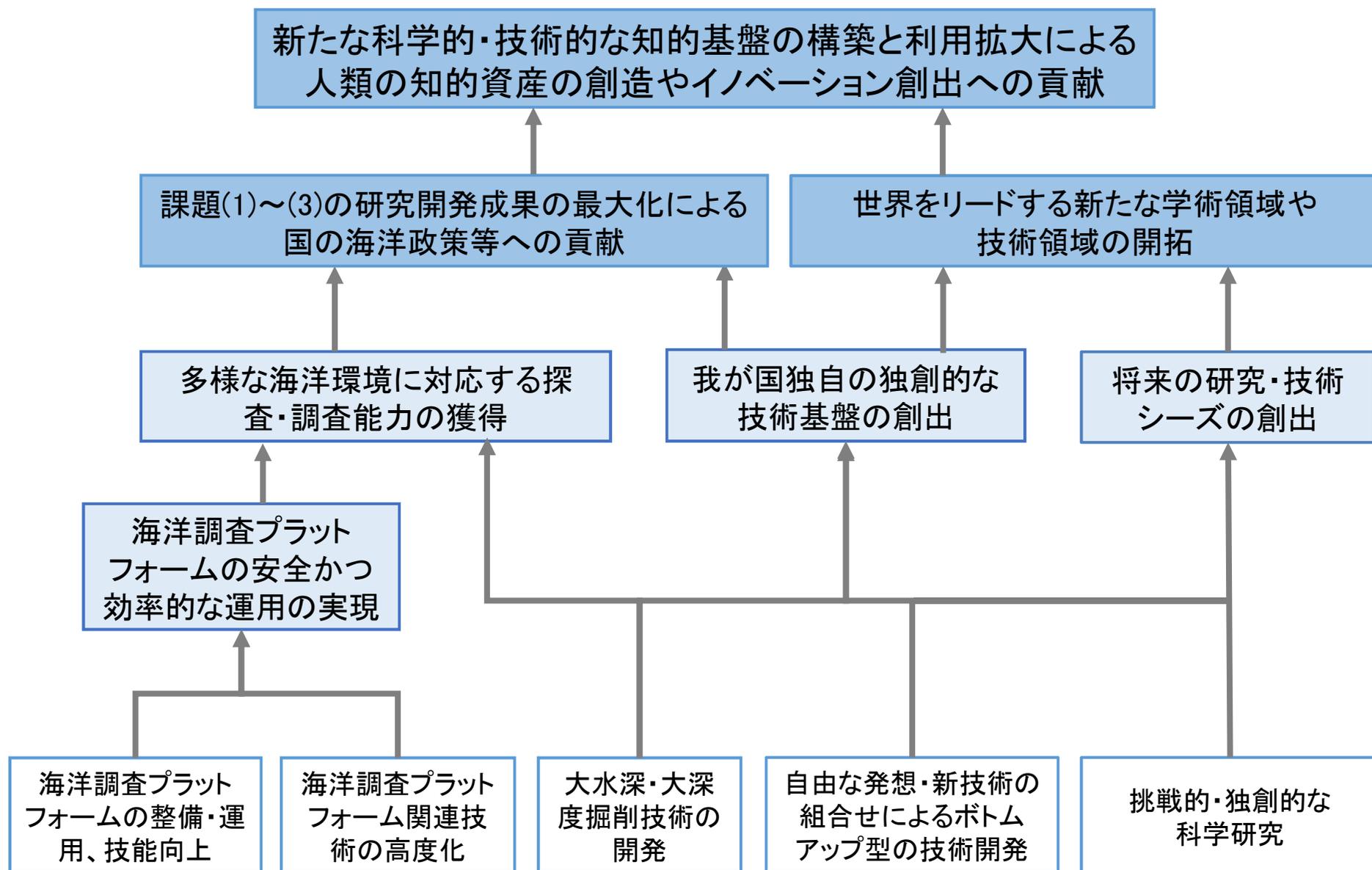
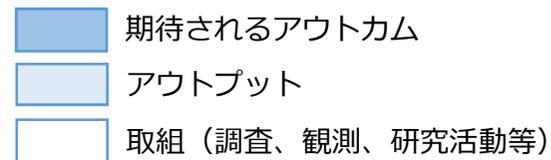
(3)



(4)



(5)



国立研究開発法人海洋研究開発機構の評価に関する評価軸及び関連指標

項目	評価軸	関連指標
Ⅲ-1 海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進	(1) 地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発	<p>○海洋基本計画等に位置付けられた政策上の課題へ対応するための研究開発を、中長期目標・中長期計画等に基づき戦略的に推進し、国際水準に照らしても科学的意義の大きい成果が得られているか。</p> <p>○得られた成果を国際社会、国等へ提供し、政策立案等へ貢献しているか。</p> <p>○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。</p>
	(2) 海洋資源の持続的有効利用に資する研究開発	<p>○海洋基本計画等に位置付けられた政策上の課題へ対応するための研究開発を、中長期目標・中長期計画等に基づき戦略的に推進し、科学的意義の大きい成果が得られているか。</p> <p>○得られた成果を産業界等へ提供し、産業利用の促進が図られているか。</p> <p>○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。</p>
	(3) 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発	<p>○海洋基本計画等に位置付けられた政策上の課題へ対応するための研究開発を、中長期目標・中長期計画等に基づき戦略的に推進し、科学的意義の大きい成果が得られているか。</p> <p>○得られた成果を国や関係機関に提供し、地震発生帯の長期評価等へ貢献しているか。</p>

項目	評価軸	関連指標
	<p>○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。</p>	<p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術論文誌等への論文等掲載数 ・ 論文の質に関する指標 (論文被引用数) ・ 共同研究件数 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>(4) 数理科学的手法による海洋地球情報の高度化及び最適化に係る研究開発</p>	<p>○海洋基本計画等に位置付けられた政策上の課題へ対応するための研究開発を、中長期目標・中長期計画等に基づき戦略的に推進し、科学的意義の大きい成果が得られているか。</p> <p>○中長期目標・中長期計画等に基づき、情報基盤の整備・運用が効率的になされ、国内外の関係機関との連携が進展しているか。</p> <p>○得られた成果を社会へ発信し、課題解決へ向けた取組への貢献等が図られているか。</p> <p>○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。</p>	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期目標・中長期計画等で設定した研究開発の進捗状況 ・ 具体的な研究開発成果 ・ 情報基盤の効率的な運用による関係機関との情報連携の状況 ・ 成果の社会還元の様相 ・ 研究開発の進捗に係るマネジメントの取組状況 <p style="text-align: right;">等</p> <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術論文誌等への論文等掲載数 ・ 論文の質に関する指標 (論文被引用数) ・ 情報基盤利用課題数、登録成果数 ・ 共同研究件数 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>(5) 挑戦的・独創的な研究開発と先端的基盤技術の開発</p>	<p>○将来も見据えた挑戦的・独創的な研究開発を、中長期目標・中長期計画等に基づき戦略的に推進し、国際水準に照らしても科学的意義の大きい成果が得られているか。</p> <p>○海洋調査・観測技術の高度化や海洋調査・観測用のプラットフォームの効率的運用により、機構の研究開発成果の最大化が図られたか。</p> <p>○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。</p>	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期目標・中長期計画等で設定した研究開発の進捗状況 ・ 具体的な研究開発成果 (独創性、革新性、先導性、発展性等) ・ 海洋調査・観測用のプラットフォームの運用状況や、多様な海洋環境に対応する探査・調査能力の獲得状況 ・ 研究開発の進捗に係るマネジメントの取組状況 <p style="text-align: right;">等</p> <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術論文誌等への論文等掲載数 ・ 論文の質に関する指標 (論文被引用数) ・ 共同研究件数 ・ 特許出願件数 ・ 船舶運航日数 (所内利用及び公募課題) <p style="text-align: right;">等</p>

項目	評価軸	関連指標
III-2 海洋科学技術における中核的機関の形成	(1) 関係機関との連携強化による研究開発成果の社会還元の推進等	○海洋科学技術における中核的機関として、国内外の関係機関との連携強化等を進め、成果の社会還元が図られたか。 (評価指標) ・国内の産学官の研究機関との連携や知的財産等の利活用に向けた取組状況及びその成果 ・海外の研究機関等との連携や国際的枠組みへの参画に向けた取組状況及びその成果 ・外部資金の獲得に向けた取組状況及びその成果 ・海洋科学技術分野における若手人材の育成や人材の裾野の拡大に向けた取組状況及びその成果 ・広報、アウトリーチ活動の取組状況及びその成果 等 (モニタリング指標) ・学術誌への論文等掲載数、特許出願件数、知的財産の保有件数、実施許諾件数 ・外部資金獲得額、件数 ・国際共同研究契約件数 ・国内外の研究機関から受け入れた若手研究者数、研究生・インターンシップ生の受入人数 ・広報媒体における企画数及びアクセス等反響状況 等
	(2) 大型研究開発基盤の供用及びデータ提供等の促進	○研究開発基盤の供用やデータ・サンプルの利用拡大を図ることにより、我が国の海洋科学技術の水準向上及び学術研究の発展に貢献したか。 (評価指標) ・研究開発基盤の供用状況や供用促進に向けた取組状況とその供用等を通じた成果 ・学術研究に係る船舶の運航・運用状況とこれを通じた成果 ・各種データ、サンプルの提供及びその利活用の状況 等 (モニタリング指標) ・受託航海における船舶運航日数(日) ・地球シミュレータにおける公募課題数(件) ・学術研究に係る船舶運航日数(日)、研究成果発表数 ・航海・潜航データ・サンプル探索システム公開データ数 等

注)「評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標。

国立研究開発法人海洋研究開発機構の評価に関する評価の視点及び関連指標（追加）

項目	評価の視点	関連指標
IV 業務運営の改善及び効率化に関する事項		
1. 適正かつ効率的なマネジメント体制の確立	<p>○理事長のリーダーシップの下、組織のマネジメント機能の強化が図られているか。</p> <p>○内部統制システムが適切に機能し、業務運営の適正化が図られているか。</p>	<p>(主な指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者との業務運営全般に係る意見交換の実施状況及び得られた助言等の業務運営への反映状況 ・国の政策や国内外の様々な動向を踏まえつつ策定した経営方針を機構内に浸透させるための取組状況 ・組織マネジメント上の諸問題に対応した抜本的改革や再発防止措置への取組状況 ・改革・再発防止措置による効果や副作用についての点検状況、点検結果に基づく対策の見直し・業務改善実績 ・リスク管理の徹底に向けた取組状況（リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況等） ・研究不正、研究費不正の防止に向けた取組状況 ・指標を活用した業務の進捗状況の把握等、客観的で信頼性の高い自己評価の実施状況 ・自己評価及び大臣評価結果の業務運営への反映状況 等
2. 業務の合理化・効率化	<p>○管理部門の組織の見直し、調達合理化、業務の電子化等に取り組むことにより、業務運営の合理化・効率化が図られているか。</p>	<p>(主な定量的指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費の削減率(数値目標:毎年度平均で前年度比3%以上) ・その他の事業費の削減率(数値目標:毎年度平均で前年度比1%以上) <p>(その他の指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与水準の適正化のための取組状況 ・給与水準の検証結果 ・調達等合理化計画に基づく取組状況 ・内部監査や契約監視委員会による点検・見直しの状況 等

項目	評価の視点	関連指標
V 財務内容の改善に関する事項	○予算の効率的な執行による経費の削減や、自己収入、外部資金の確保、増加、活用等に努めることにより、財務内容の改善が図られているか。	(主な指標) ・予算の適切かつ効率的な執行状況 ・自己収入増加を推進する取組の状況と自己収入全体の獲得額 ・競争的資金等の外部資金の獲得額 等
VI その他業務運営に関する重要事項		
<p>1. 国民からの信頼の確保・向上</p> <p>2. 人事に関する事項</p> <p>3. 施設及び設備に関する事項</p>	<p>○情報公開及び個人情報保護について適切に取り扱われたか。</p> <p>○情報セキュリティ対策を適切に講じているか。また、対策の実施状況を点検し、改善が図られているか。</p> <p>○労働安全衛生管理を徹底し、業務の安全確保が図られたか。</p> <p>○優秀な人材の確保・育成、職員の資質・能力の向上、人員配置や評価・処遇の適正化等に取り組み、生産性の向上が図られているか。</p> <p>○中長期目標達成のため必要な施設・設備の整備・改修等は適切に行われたか。</p>	<p>(主な指標)</p> <p>・情報開示請求への対応状況</p> <p>・保有個人情報等の管理状況</p> <p>・情報セキュリティ対策の実施状況、点検及び業務改善の実績</p> <p>・労働安全衛生管理に係る業務の実施状況、点検及び業務改善の実績 等</p> <p>・多様な人材の採用・活用状況</p> <p>・クロスアポイントメント制度の活用等他機関との人事交流の状況</p> <p>・事業の状況や職員のキャリアパス、ワークライフバランスの実現等を考慮した施策の実施状況</p> <p>・職員研修の実施状況</p> <p>・人事評価制度の運用状況 等</p> <p>・施設・設備の維持管理状況</p> <p>・施設・設備の計画的な整備・改修・保守点検状況 等</p>